

「地方創生」実現のための新型交付金に関する意見書

温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた本県は、安全・安心な農林水産物、低廉な物価、温厚な県民性など、その優れた子育て環境と生活環境の中、全国トップレベルの合計特殊出生率を誇っている。

しかし、その一方で、進学や就職を契機に、多くの若年層が県外へ流出し続けており、国立社会保障・人口問題研究所によると15年後には、県内人口が100万人を割り込むとともに、県民の約三人に一人が65歳以上の高齢者になると推計されている。

さらに、日本創成会議によると平成22年からの30年間で、県内の半数を超える15市町村で若年女性が50パーセント以上減少すると推計されるなど、急速に進行する人口減少、高齢化が大きな課題となっている。

このような中、国において「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口減少克服と地方創生を併せて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すとし、平成26年度補正予算における地方創生先行型交付金等の創設や平成27年度地方財政計画での「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設、さらには新型交付金の検討など、地方創生の実現に向けた取組が進められているところである。

本県においても「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「人口ビジョン」、「総合戦略」の策定や地方創生先行型交付金等を活用した各種事業に積極的に取り組んでいるところであるが、自主財源の乏しい脆弱な財政基盤の中、社会保障経費の増嵩などにより極めて厳しい財政運営を強いられているところである。

地方創生を真に実現するためには、地域の実情に応じた継続的な取組とそれを支える安定した財源が必要不可欠であることから、平成28年度からの本格実施に向け検討がなされている新型交付金に関し、下記の事項について誠実に対応するように強く要望する。

記

- 1 地方創生の実現に向けた各種事業に切れ目なく、速やかに取り組むことができるよう交付金制度の詳細について早期に示し地方の意見を聞くこと。
- 2 新型交付金の創設にあたっては、単なる既存の補助金の振替によることなく、平成26年度補正予算で措置された地方創生先行型交付金を大幅に上回る規模を確保すること。
- 3 地域の実情に応じた継続的な取組を担保するため、自由度が高く、かつ、財政力の弱い団体に配慮した交付金とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
内閣官房長官	菅義偉殿
地方創生担当大臣	石破茂殿